

事務連絡
令和2年11月6日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省
自動車局安全政策課長
旅客課長
貨物課長

安全管理規程への事前防災対策の記載に係る旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の改正について

近年の頻発化・激甚化する自然災害に対する運輸事業者の対応能力の向上を図るために、別紙1の通り、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）の一部を改正し、運輸事業者が安全管理規程に定めるべき事項として、事前防災対策に関する事項を追加することとしました。

については、貴協会におかれましては、本改正について了知されるとともに、傘下会員に対して周知いただくようお願い申し上げます。